

【Q： 継続する宿直業務】

**Q：グループホームを開設するにあたって、月曜日から金曜日の夜を同一の職員で勤務してもよいでしょうか。**

**この職員の勤務形態は、16時頃出勤し22時まで勤務、22時から翌朝6時まで電話対応や見回り程度の断続的宿直業務を行います。昼間の業務は全くありません。**

A

宿直業務の許可条件の一つとして、宿直は1週間に1回までとなっています。

同一の職員が毎週月曜日から金曜日まで継続して宿直することは認められていません。

どうしても5日間の宿直勤務が必要であれば、専属の職員を雇用し、労働基準監督署に監視断続業務の許可を受けることが良いと思います。

なお、宿直の許可が受けられなければ全て時間外、深夜労働として取扱わなければならないので注意が必要です。